

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
 警視庁交通部長 殿
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 警察大学校交通教養部長

警察庁丁運発第181号
 平成29年8月1日
 警察庁交通局運転免許課長

運転適性相談の充実・強化について(通達)

運転免許センター等の運転適性相談窓口(以下「相談窓口」という。)や警察署において実施されている運転適性相談(以下「相談」という。)については、「一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について」(平成28年9月30日付け警察庁丁運発第146号)により、従来から、障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者の運転免許の取得又は運転免許証の更新等に関し、運転者本人のみならず、その家族等からの相談にも対応し、当該運転者の運転適性を早期に把握し適切な指導を行うとともに、安全に自動車等を運転できるか個別に判断しているところである。

他方、その厳しい交通事故情勢や超高齢社会の到来から、我が国における喫緊の課題となっている高齢運転者による交通事故防止に向け、先般、「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」等を踏まえた高齢運転者による交通事故防止対策の更なる推進について」(平成29年7月14日付け警察庁丙交企発第104号等)が示されたところであり、高齢運転者による交通事故防止に向けて取り組むに当たって推進すべき事項の一つに、「運転適性相談の充実・強化」が掲げられている。

これを踏まえ、各都道府県警察においては、下記のとおり、高齢者やその家族等から相談を受ける機会の拡大を図るとともに、相談窓口における専門性の高い職員の確保及び相談終了後の継続把握・継続対応等に努められたい。

なお、本年度地方財政計画において、高齢運転者等支援業務(運転適性相談を含む。)に従事する一般職員91人及びこれらを補助する非常勤職員78人分の経費を要望し、後者が認められたところであり、今後も、都道府県警察の体制整備に資するよう努めていく考えであるので、各都道府県警察においても、相談体制の整備に努められたい。

記

1 運転適性相談を受ける機会の拡大

相談を必要とする高齢者等の中には、時間的、場所的な制約や個別の事情により、既設の相談窓口において相談を受けることが困難な者がいることから、各都道府県警察の実情に応じ、以下の方法を参考に、高齢者等の負担の軽減に配慮しつつ、相談を受ける機会の拡大を図ること。

(1) 声掛けからの相談の実施

警察庁において実施した高齢者に対するアンケート調査(※)の結果、免許センター等に相談窓口があることを知らない者が6割以上に上っている。

まずは相談に関し、高齢者本人だけでなく、その家族等からの相談も受け付けている旨、都道府県警察のホームページ、ポスター及びリーフレット等各種広報媒体を活用し、改めて周知の徹底を図ることで、相談窓口をより身近に感じてもらい、積極的に利用してもらおうこと。

また、免許証の更新等のため来所する高齢者等に対し、積極的に声掛けを行い、更新手続等に関する教示や補助と併せて、相談を受け付けている旨を案内し、相談の申出があった場合には、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な指導・助言や、免許証の自主返納制度及び自主返納者等に対する各種支援施策に関する教示を行うこと。

※ 平成27年度警察庁調査研究「高齢者講習に係る新たな制度及びその運用の在り方について」において、平成27年10月5日から同年11月30日までの間、運転免許証の更新等の機会に運転を継続した75歳以上の者（運転継続者）及び75歳以上の自主返納者を対象に実施（有効回答は運転継続者が1,494人、自主返納者が1,447人）。

(2) 訪問による相談の実施

平素から高齢者と接する機会の多い民生委員や社会福祉士等の福祉関係者を始め、地域の関係機関・団体等と連携し、高齢者が集まりやすい町内会・自治会や老人クラブ等の集い、公民館・老人ホーム等の施設を訪問し、高齢者等から積極的に相談を受け付け、上記(1)と同様の指導・助言や教示を行うこと。

(3) 巡回による相談の実施

相談を必要とする高齢者等は、必ずしも免許センター等の近隣に居住していないなどの事情により、免許センター等へ来所せず、相談の申出を断念する場合も考えられる。このため、管内における高齢者の生活状況、公共交通機関の整備状況等を踏まえ、免許センター等への来所が困難な高齢者が多く居住する地域を重点的に、当該地域を管轄する警察署又は交番・駐在所を計画的に巡回し、高齢者等から積極的に相談を受け付け、上記(1)と同様の指導・助言や教示を行うこと。

なお、巡回先となる警察署等においては、巡回相談の実実施計画等についてあらかじめ管内住民に周知し、予約の受付・調整を行うなどして、効率的に、より多くの高齢者等の相談を受けられるよう取り計らうこと。

2 運転適性相談窓口における専門性の高い職員の確保

高齢化の進展に伴い、今後、高齢者等からの相談の増加や相談内容の複雑化が更に進むことが予想されることから、部内の配置転換や新規の体制強化により、相談窓口以下のような専門性の高い職員を確保するよう努めること。

なお、相談を申し出る高齢者は、加齢に伴う身体機能の低下が著しく、すぐにでも運転を中止させる必要がある者や、適切な指導により安全運転の継続を支援していく必要がある者等様々であることから、上記1(2)の訪問又は(3)の巡回による相談の実施に際しては、可能な限り、以下(1)及び(2)に掲げる者に対応させること。

(1) 医療・介護・福祉に関する知識を備え、高齢者等への応接に知見を有する者

本年5月時点で、19の都府県警察において、免許センター等の相談窓口に見護師や保健師といった医療系専門職員を配置し、その専門知識をいかした対応が行われている。こうした取組は、相談を申し出た高齢者等にとっても有意義なものと考えられ、新聞報道等でも広く紹介されている。このため、看護師や保健師といった有資格者を始め、専門知識を備えた人材を確保し、積極的に相談窓口配置すること。

なお、本年7月に改訂された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」において、「認知症の運転者の早期診断・早期対応につなげるためにも、地域の医療・介護機関等と連携した運転適性相談の充実化を図っていく」ことが新たに盛り込まれたところ、地方公共団体福祉部局（地域包括支援センター等）、地域の医療・介護機関等に対し、看護師や保健師の紹介・斡旋を依頼する際の参考とすること。

(2) 加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転指導等に知見を有する者

もとより、加齢に伴う身体機能の低下には個人差があり、高齢者の運転能力にも個人差があることから、安全運転ができる者については、機械的に自主返納制度等についての教示を行うのではなく、例えば、

- ・ 体調がすぐれないときの運転はしない
- ・ 夜間の運転はしない
- ・ 雨や雪の日に運転はしない
- ・ 不慣れた道路や長距離、長時間の運転はしない
- ・ 高速道路での運転はしない

といった補償運転を促すなど、安全運転の継続に必要な助言を行い、運転継続を支援していくことが重要である。

一方、高齢者の中には、長年の運転経験からくる過信や日常生活におけるマイカーへの依存から、自動車等への安全な運転に支障を及ぼす状態にあっても、運転の中止や自主返納に応じない場合も少なくない。

このため、高齢者講習指導員の要件を満たす者等の運転指導を行うことができる職員を積極的に養成するとともに、専門的な見地から、相談業務にも従事させること。

3 運転適性相談終了後の継続把握・継続対応

各都道府県警察においては、相談を終了した場合、相談終了日、相談終了番号を始め、相談者の氏名、住所、生年月日、相談窓口における対応状況等を記録した帳簿等を保管するよう努めているところ、特に運転能力が低下し、安全運転の継続が困難ではないかと疑われるにもかかわらず、運転の中止や自主返納を行わない者については、相談終了後も定期又は不定期に、相談者本人又はその家族等に連絡を取り、その後の運転状況等を継続的に把握するとともに、必要に応じて、臨時適性検査を行うなど適時適切な対応に努めること。

4 関係機関・団体等との連携の更なる強化

相談を必要とする高齢者等の取扱いに関し、地方公共団体福祉部局（地域包括支援センター等）を始め、地域の医療・介護機関等との相互連絡窓口を設定し、緊密に情報を共有するなど、更なる連携強化を進めること。

特に、上記の関係機関・団体等を訪れた高齢者の中で、頻繁に交通事故を起こしている状況がうかがわれる者、加齢に伴い身体機能が低下しているにもかかわらず運転を継続している者、その家族等が本人の運転中止を強く求めている者等を取り扱った場合には、速やかに都道府県警察に通報連絡がなされる枠組みの構築に努めること。その際、相談を必要とする高齢者等に係る通報連絡を受けた都道府県警察においては、個人情報等の取扱い等に留意しつつ、早急な相談の実施を図ること。